

【オンライン開催（Zoom方式）】

「第5回 行政不服審査交流会」開催のご案内

【開催趣旨】

本交流会は、改正行政不服審査法が施行された平成28年度から毎年度行政不服審査制度の運用に携わっておられる全国の行政不服審査会委員、審理員、事務局職員の方々等の参加をいただいて開催しています。改正行政不服審査法については、法施行5年後に施行の状況に検討を加え、必要があると認めるときはその結果に基づき所要の措置を講ずるものとされており、令和2年度末をもって施行後5年を経過することとなります。この機会に全国の行政不服審査に携わっておられる方々が意見交換を通じて、運用上あるいは制度上の改善事項について意見交換を行うことは極めて意義のあることと考えます。本交流会には、今まで国、地方公共団体等約120団体、延べ約500人の方々に参加しておられます。多数の方々にご参加いただきますようご案内申し上げます。

なお、今回はオンライン（Zoom方式）により開催いたします。

今回も昨年度に引き続き、「分科会」による意見交換の場を設けます。活発な意見交換とするため、あらかじめ多くの意見・情報をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

【開催要領】

開催日時	令和2年12月4日（金）13時30分～17時30分
主催	一般財団法人 行政管理研究センター
企画協力	行政不服審査交流会企画会議（代表：高橋滋氏）
開催方法	オンラインによる開催。ツールはZoomを使います。Zoomの使用経験のない方は、3枚目に記載の注記をご参照ください。
定員	500人
参加費	5,000円：参加費は12月4日（金）までに『銀行振込』により送金願います。会計手続上、事後払いとなる等、このほかの支払方法を希望される場合は、下記の問い合わせ先にご相談ください。 <振込先> 三井住友銀行東京公務部支店・普通預金口座 5027 一般財団法人行政管理研究センター
申込方法	別紙の参加申込書に必要事項をご記入の上、一般財団法人行政管理研究センター宛 E-mail：forum@iam.or.jp でお申し込みください。お申し込みいただいた順に参加登録をさせていただき、申込書に登録されたアドレス宛に参加に必要なID及びパスワードを送信します。なお、参加の申込み後にキャンセルされる場合は、12月3日（木）までに御連絡願います。
申込締切	令和2年11月24日（火）

問い合わせ先

一般財団法人行政管理研究センター 担当：加藤 義彦、藤森 恭子
〒113-0034 東京都文京区湯島3丁目31-1 中川ビル5階
電話：03-5969-8211 E-mail：forum@iam.or.jp

第5回行政不服審査交流会プログラム

—オンライン（Zoom方式）交流会—

◎ 開催日時：令和2年12月4日（金）13時30分～17時30分

① 開会挨拶：5分（13時30分～13時35分）

挨拶：高橋滋氏（東京都行政不服審査会会長、法政大学法学部教授）

② 国の審査会委員からの報告：30分（13時35分～14時05分）

報告者：中原茂樹氏（総務省行政不服審査会委員、関西学院大学法科大学院教授）

③ 地方の審査会委員からの報告：30分（14時05分～14時35分）

報告者：前田雅子氏（大阪府行政不服審査会委員、関西学院大学法学部教授）

—休憩（14時35分～14時50分）—

④ 分科会における意見交換：60分（14時50分～15時50分）

・第1分科会：行政不服審査制度全般

○コーディネーター：高橋滋氏

・第2分科会：行政不服審査会委員、同事務局職員関係

○コーディネーター：田中良弘氏（新潟市行政不服審査会委員、取手市行政不服審査会会長、新潟大学法学部教授、弁護士）

・第3分科会：審理員、同補助者関係

○コーディネーター：大江裕幸氏（松本市行政不服審査会委員、信州大学経法学部准教授）

・第4分科会：審査庁・処分庁関係

○コーディネーター：折橋洋介氏（広島県行政不服審査会委員、福山市行政不服審査会会長、呉市行政不服審査会委員、広島大学法学部教授）

—休憩（15時50分～16時）—

⑤ 全体会議：90分（16時～17時30分）

・コーディネーターから分科会における意見交換の概要を報告

・意見交換

○司会進行：高橋滋氏

⑥ 閉会（17時30分）

別紙

第 5 回行政不服審査交流会
(参加申込書)

参加者氏名	
所属団体(審査会等)名	
現職	<input type="checkbox"/> 審査会委員、 <input type="checkbox"/> 審査会事務局職員、 <input type="checkbox"/> 審理員・同補助者、 <input type="checkbox"/> 審査庁・処分庁職員、 <input type="checkbox"/> その他
参加希望分科会	<input type="checkbox"/> 第 1 分科会、 <input type="checkbox"/> 第 2 分科会、 <input type="checkbox"/> 第 3 分科会、 <input type="checkbox"/> 第 4 分科会
意見交換希望事項	() ①審査・審理期間、() ②体制、() ③口頭意見陳述、 () ④争点・論点整理等、() ⑤提出書類等の閲覧、 () ⑥答申・裁決、() ⑦審査請求人への対応、 () ⑧制度・運営改善への提案 () ⑨その他 ※別添資料「第 5 回行政不服審査交流会分科会における意見交換事項 (例示)」を参照し、希望される意見交換事項を五つまで上記の () 内に順位(1～5)を記入してください。
メールアドレス	
電話	

(注)

- ・メールアドレスは必ずご記入願います。
- ・上記のアドレス宛に参加に必要な ID 及びパスワードを送信します。私物の PC やスマートフォンでも参加可能です。ネットに接続していれば自宅からも参加可能です。
- ・初めて Zoom を利用される方は、事前に次の URL (<https://zoom.us/test>) でテストをお願いします。Zoom の利用の際には、通常 PC、タブレット、スマートフォンに Zoom アプリをインストールしますが、PC から接続の場合はアプリをインストールせずに Web ブラウザ (Google Chrome, Edge, Firefox 等) による参加も可能です。また、インターネットに接続していれば、私物の PC、タブレット、スマートフォン、さらには自宅からでも参加可能です。
- ・ご記入いただいた個人情報は、参加者名簿の作成及び当センターからの各種情報の提供に使わせていただきます。

第5回行政不服審査交流会分科会における意見交換事項（例示）

次の事項について、現場の実態を紹介するとともに、現場の悩み、工夫の状況等について意見交換を行う。団体の規模により、「迅速性の要請と公正性・透明性の確保」に取り得る方策も異なること等から、分科会においては、一定の結論を導き出すことを目的とはしない。

事 項	第1分科会 不服審査制度全般	第2分科会 不服審査会、同事務局関係	第3分科会 審理員関係	第4分科会 審査庁・処分庁関係
①審査・審理期間等	右の3欄に例示した事項のほか、意見交換事項に制約はない。異なった立場の参加者による自由な意見交換を期待。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問から答申までの所要日数の実態 ・ 審査会の開催頻度 ・ 事案の併合・分離の実際 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求事案に係る審理員の指名から審理員意見書の提出までの所要日数の実態 ・ 審理に係る進行管理 ・ 審理関係人の審理への協力状況 ・ 事案の併合・分離の実際 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標準審理期間の設定・公表の実態 ・ 事案の受理から裁決までの所要日数の実態 ・ 審理員を指名することなく却下した事案の実績。当該事務処理に係る留意事項 ・ 申立人による取下げの実績
②体制	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部会制の採用等審査会の体制 ・ 行政不服審査会と情報公開審査会等、他審査会との関係 ・ 不服審査会事務局の設置について（単独設置、他審査会との兼任、その他）・・・設置形態に応じた工夫、課題等の実際 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審理員と補助者との関係 ・ 単独審理員制と複数審理員制 ・ 上級行政庁がなく処分庁が審査庁から審理員を出す場合の公正性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審理員名簿の作成と公表の状況 ・ 審査請求事案に係る審理員の指名の実際（単独指名、複数指名等） ・ 外部専門家を審理員に指名する場合の留意事項 ・ 上級行政庁がなく処分庁が審査庁になる場合の公正性の確保
③口頭意見陳述	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見陳述の機会付与の実態 ・ 意見陳述実施上の課題と工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口頭意見陳述の実施状況 ・ 口頭意見陳述実施上の課題と工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口頭意見陳述の出席状況（処分庁） ・ 口頭意見陳述実施上の課題と工夫（処分庁）

事 項	第1分科会 不服審査制度全般	第2分科会 不服審査会、同事務局関係	第3分科会 審理員関係	第4分科会 審査庁・処分庁関係
④争点・論 点整理等	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・論点整理における課題と工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・争点整理における課題と工夫 ・弁明書は、争点整理を行う上で有用なものとなっているか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問時の審査庁意見の実際 ・審理員意見書と異なる意見を付した事例 ・質問に対する回答等の事例（処分庁）
⑤提出書類 等の閲覧	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類の閲覧請求の実績 	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類の閲覧請求の実績。個人情報保護の視点等、当該請求に係る事務処理上の課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類の閲覧請求に係る意見の事例（処分庁）
⑥答申、裁 決	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・答申書作成のポイント（構成、審理員意見書との相違） ・答申書作成に係る事務局と審査会との役割分担の実際 ・審査会答申書の公表（総務省DBの活用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・審理員意見書作成上の留意点 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査会答申書、裁決書の公表（総務省DBの活用） ・審査請求を不服審査会に諮問することなく却下した事案の実績。当該事務処理に係る留意事項 ・審理員意見書・審査会答申と異なる裁決をした事例 ・審査会への諮問の要・不要の実際
⑦審査請求 人への対 応	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・口頭意見陳述時における審査請求人への対応上の留意事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・口頭審理時における審査請求人への対応上の留意事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査請求書の受付時における審査請求人への対応上の留意事項 ・審査請求人に対する情報提供の実際
⑧制度・運 営改善へ の提案	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・答申書への「付言」の活用等運営改善への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・審理過程において、行政運営の改善事項を把握した場合の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査請求書のチェック等の段階で行政運営の改善事項を把握した場合の対応、審査会による付言等への対応事例

分科会における意見交換内容に係る情報の提供について（お願い）

分科会における意見交換を効率的に運営し有用なものとするため、あらかじめ意見交換の内容について情報提供をお願いいたします。

【情報提供の例示】

情報提供事項に制限は設けませんが、工夫事例や困難事例の紹介、業務運営上の課題、他団体の運営実態の照会、その他疑問点・意見等について情報の提供をお願いします。

【情報提供の様式】

後掲の「分科会別意見交換内容整理票」をご利用ください。

【情報提供の提出期限】

11月24日（火）までにメールにてお送りいただきますようお願い致します。お送りいただいた情報は、あらかじめ参加者各位に電子メールでもって提供します。

【情報の提供先】

電子メール：forum@iam.or.jp

【問い合わせ先】

行政管理研究センター 加藤、藤森 電話：03-5969-8211

分科会別意見交換内容整理票

提供者名		所属		分科会	
意見交換事項					
(意見・質問等の内容)					